鳥取県除雪機械運転手育成支援事業(直接補助)補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。) 第4条の規定に基づき、鳥取県除雪機械運転手育成支援事業(直接補助)補助金(以下「本補助金」とい う。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

- 第2条 本補助金は、県内の道路等での除雪における除雪機械の運転手となる若手人材を育成し、冬期も安心して暮らすことができる地域づくりを進めることを目的として交付する。
- 2 前項の「道路等」とは、道路、農道、林道、港湾施設、空港施設その他の公共の交通又は輸送の用に供 される施設をいう。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。) を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に係る資格取得者1人につき200千円を限度とし、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(補助事業者の責務)

第4条 補助事業者は、鳥取県産業振興条例(平成23年12月鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、 原則として、県内の自動車教習所等において補助事業を実施するよう努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第5条 本補助金の交付申請は、知事の権限を委任された総合事務所長又は県土整備事務所長(以下「総合事務所長等」という。)が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、
- 第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 総合事務所長等は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するもの

とする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

- 第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額以外の変更とする。
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

- 第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。
 - (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の 日から30日を経過する日。
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の 4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額に対応する額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額に対応する額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、本補助金の対象となる経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに総合事務所長等に報告し、総合事務所長等の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(補助金の返還)

- 第10条 補助事業者は、補助事業に係る資格取得者が次に掲げる場合に該当することとなったときは、当該資格取得者に係る部分の補助金を返還をしなければならない。
 - (1) 本補助金により免許を取得した補助事業者が免許取得後3年を経過する日までに県外へ転居 した場合
 - (2) 本補助金により県内の事業所において使用する者に資格を取得させた事業主たる補助事業者が次のいずれかに該当することとなった場合
 - ア 本補助金により資格を取得させた県外在住者を資格取得後3年を経過する日までに県内の事業所において使用しないこととなった場合
 - イ 本補助金により資格を取得させた県外在住者が資格取得後3年を経過する日までに県内の事業所において除雪業務を行わないこととした場合

(情報の公開)

第11条 事業の公正性及び透明性を高めるとともに、広く除雪業務の参考とするため、本補助金の申請及び報告の書類等は、個人情報を除き公表することがある。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、県土整備部長が 別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

別表(第3条関係)

1	2	3	4
補助事業	補助事業者	補助対象経費	補助率
除雪機械の運転	(1) 県内に住所を	公安委員会指定自動車教習所	3分の1
に必要な資格の	有する者であって、	又は非公認の自動車教習所の	
取得に係る事業	県内において除雪	教習料、学科・実技試験料及	
	業務に従事するた	び運転免許受験料並びに労働	
	め、自ら除雪機械の	安全衛生法に基づく車両系建	
	運転に必要な資格	設機械運転技能講習料	
	を取得するもの		
	(2) 県内に事業所		
	を置く事業主であ		
	って、県内において		
	除雪業務に従事す		
	るため、県内の事業		
	所において使用す		
	る者に除雪機械の		
	運転に必要な資格		
	を取得させるもの		

事業所等	
申請者氏名	
(担当者名)
(雷話番号)

鳥取県除雪機械運転手育成支援事業(直接補助)計画(報告)書

1 支援(予定)者

氏名	年齢	住所(字名まで)	取得(予定)免許証等種類	備考
			大型・大型特殊・建設機械	

- 年齢は、申請時点の満年齢を記載してください。
 - 住所は、免許取得(予定)者の住所を記載してください。
 - 免許証等種類は、該当するものに○をしてください。 3
 - 資格取得(予定)者の運転免許証の写しを添付してください。

2	事業実施の場所	
	教習所等名	
	所 住 所	
3	事業実施 (予定)	期間

年

平成 完 了 月 平成 年

4 事業に要する経費

手

着

	(1 立・/ (1 1 1)
頂	受益者負担額

(単位:人 円)

氏 名	事業費	補助対象経費	県補助 (予定) 額	受益者負担額
合 計				

日

計画書は見積額を記載し、報告書は教習料等領収書等の写しを添付してください。 注 1

月

- 報告書は除雪機械の運転免許等を取得したことを証明する運転免許証等の写しを添付して ください。
- 補助対象経費は、仕入控除税額を除く額を記載して下さい。
- 5 他の補助金の活用の有無(有・無)

活用する補助金名	事業内容	問い合わせ先	

- 注1 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。
 - 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補 助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。
- 6 消費税の仕入税額控除について

私は消費税の仕入税額控除を(行う・行わない)者である。

※「行う」「行わない」のいずれかを○で囲んでください。

 (文書番号)

 (年 月 日)

様

○○総合事務所長又は○○県土整備事務所長 印

平成〇〇年度鳥取県除雪機械運転手育成支援事業(直接補助)補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取県除雪機械運転手育成支援事業(直接補助)補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助事業は、除雪機械の運転に必要な資格の取得に係る事業とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額 金

円

(2) 交付決定額 金

円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県除雪機械運転手育成支援事業(直接補助)補助金交付要綱(平成29年7月 日付第 号県土整備部長通知。以下「要綱」という。)第3条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則、要綱及び鳥取県除雪機械運転 手育成支援事業(直接補助)補助金交付要領(平成29年7月 日付第 号県土整備部長通知) の規定に従わなければならない。

(年 月 日)

○○総合事務所長又は○○県土整備事務所長 様

 住 所

 申請者 氏 名
 印

平成〇〇年度鳥取県除雪機械運転手育成支援事業(直接補助)補助金仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付第 号で交付決定を受けた平成〇〇年度鳥取県除雪機械運転手育成支援事業(直接補助)補助金に係る仕入控除税額について、鳥取県除雪機械運転手育成支援事業(直接補助)補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金交付規則第18条第1項に基づく額の確定額 金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 4 補助金返還相当額 (3-2) 金 円

※参考となる資料(確定申告書等)を添付すること